

**規制改革会議
国際経済連携タスク・フォース**

**平成19年5月11日
経済産業省提出資料**

<意見交換テーマ3>

「原産地規則・原産地証明発給制度の再設計」について

原産地規則・原産地証明発給制度については、手数料が諸外国に比べて割高であり、申請から発給までの所要時間の予見可能性が低い、未だペーパー・ベースであること等の課題があると言われている。これらに関して、以下についてお教いいただきたい。

いわゆる非特恵の原産地証明発給制度については、書類の受け取りが未だペーパー・ベースである、発給手数料が高いなど、利便性が悪いとの指摘があると聞いている。使い勝手の良い制度・運用に向けて、改善が必要であると考えるが、貴省のお考えをお聞かせ願いたい。

経済連携協定(EPA)に基づく原産地規則・原産地証明発給制度については、制度が複雑であるなどの問題から、真に利用者にとって、使い勝手がよいものとは言えないとの指摘があるところ。コンプライアンスの優れた事業者に対する自己証明制度、発給主体の多様化、発給期間の短縮等が求められると考えるところ。これら制度の改善について、貴省のお考え及び取り組みをお教い願いたい。

(回答)

について

1. 非特恵の原産地証明に関しては、当省としてそうした事業を統一的に律する法令を有している訳ではなく(商工会議所法に事業規定があるのみ)、全国の全ての発給機関を把握している訳でもないことを先ず御理解いただきたい。当省で承知している限り、戦前からの経緯もあり、各地の商工会議所や横浜、大阪等の貿易協会等によって、基本的には地場の会員企業等のために発給されているものと承知している。(そうした事項を規制改革会議の答申の中に記載すること自体、適当でないのではないか。仮に記載されても当省としては、「指導監督権限を有する各関係機関や自治体にその旨伝達する」としか回答できないのが実情。)
2. こうした発給機関の幾つかから内々聴取してみたところ、回答が得られた限りにおいては、「非特恵の証明書に関しては、主に会員や組合員の要望に応えて発給事業を行っているため、常にこうした会員等の使い勝手を考慮しながら事業を実施しているところ。然るに現在まで必要に応じて改善措置を講じており、特段の改善要望はない。」とのことであった。
3. なお、一般論として、貿易手続の簡素化・円滑化の観点から、こうした発給事務が各団体の固有の事業として実施されている場合であっても、当該事業の公益性に鑑み、利便性の向上に向けて不断の努力が求められていることは事実。ただし、いずれにせよ最終的には各民間団体の(会員企業等の全体的な意向や、収支等も勘案した)判断に委ねられるべき問題。

について、

1. 経済連携協定に基づく原産地規則、原産地証明制度の根幹については、協定の相手国との

交渉で決まるものであるが、こうした協定の要請に加え、産業界の要望も踏まえつつ、利用者にとって「使い勝手の良い」制度・運用となるよう改善を図ってまいりたい。

2. 具体的には、申請時の提出資料の簡素化、判定の有効期間の見直し、手数料の支払い方法の多様化等について、産業界とも連絡を密にとりながら、検討を進めているところ。

3. なお、例示されている事項について述べると以下のとおり。

(1)自己証明制度については、相手国との合意が必要な事項であり、交渉相手国との交渉を経て決まるものであるが、我が国の輸入サイドの関係省庁・業界との調整を行いつつ、導入の可能性について検討を進めてまいりたい。

(2)また、発給主体の多様化については、参入希望者がいれば、現行の「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づく要件を満足すれば、指定することが可能となっている。なお、指定発給機関については相手国の意向を確認する必要があるものの、同法の指定については、それを行うか否かについて、経済産業大臣に自由な裁量を認めるものではないと解されている。

(3)さらに、発給期間については、現在、平均で、原產品の判定に3日、証明書の発給に2日をしているところであるが、発給機関に申請を行う前の段階で、協定の要請に基づき原產品であることを証明する資料の収集に時間を要している産業界もあることから、協定の要請を踏まえつつも、負担の軽減が可能となるよう努めてまいりたい。具体的には、産業界のニーズに沿った原産地規則や証明制度の説明会の一層の充実や更に分かりやすい説明資料の作成を通じて、原産地規則や証明制度に対する十分な知識や認識を利用者が共有できるよう努めてまいりたい。

以上